

区の財政状況をお知らせします

令和元年度上半期(4月～9月)の財政運営状況



区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を「広報新宿」等でお知らせしています。

今回は、令和元年度上半期(4月～9月)の財政運営状況をお知らせします。
【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・FAX(3209)1178へ。

一般会計 (令和元年9月末現在)

■ 予算の概要

令和元年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算としてそれぞれ1,508億4,693万4千円を計上しました。9月末までに4回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ18億641万円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,526億5,334万4千円となっています。

このほか、平成30年度中に事業が終了しなかったため、令和元年度に繰り越した事業費が10億2,065万2千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,536億7,399万6千円です。



■ 収入・支出の状況

収入済額は、651億2,932万2千円で、収入率は42.4%、前年同期の収入率45.3%と比較すると、2.9ポイント下回っています。

支出済額は、593億6,945万円で、執行率は38.6%、前年同期と同率となっています。

歳入・歳出予算現額	1,536億7,399万6千円
収入済額(収入率42.4%)	651億2,932万2千円
支出済額(執行率38.6%)	593億6,945万円

■ 区民の負担

特別区税(特別区民税・軽自動車税等)の収入すべき額を前年同期と比較すると、6億8,560万1千円(1.5%)の増となっています。これは主に、特別区民税が11億5,858万8千円(2.6%)の増となったことによるものです。

なお、特別区民税の現年課税分(収入すべき額から滞納繰越分を除いたもの)は439億5,238万9千円(前年比2.6%増)で、区民の皆さんの負担は、1人当たり12万6,200円、1世帯当たり19万8,346円です。

特別区民税の現年課税分	439億5,238万9千円
総人口	34万8,275人
世帯数	22万1,594世帯 (元年9月末現在)

■ 特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。

元年9月末の状況は、発行額315億6,660万円、償還済額126億3,649万9千円、現在高189億3,010万1千円です。

特別会計 (令和元年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

元年度上半期は、それぞれの特別会計で各1回の補正を行いました。国民健康保険特別会計では2億3,259万9千円を減額、介護保険特別会計では財源内訳の変更、後期高齢者医療特別会計では3,738万8千円を増額しました。9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は下表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	369億1,022万3千円
	収入済額(収入率36.8%)	135億9,437万3千円
	支出済額(執行率36.1%)	133億1,729万8千円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	251億6,307万2千円
	収入済額(収入率48.4%)	121億7,823万4千円
	支出済額(執行率39.3%)	98億9,641万2千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	73億7,017万4千円
	収入済額(収入率42.1%)	31億45万4千円
	支出済額(執行率32.6%)	24億80万2千円

冊子「新宿区の財政について」を作成しました

● 30年度の財務書類も掲載しています

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう、冊子を作成しました。

従来の現金収支が中心の決算に加え、企業会計の手法を取り入れた公会計制度による貸借対照表等の財務書類も掲載しています。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。



不合理な税制改正に対する特別区の主張

地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われています。特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。また、地方交付税交付金の不交付団体であることから、経済危機や大規模災害により地方税等が大幅に減収する場合にも交付金等に頼らず、自らの財源で積み立てた基金の活用等により対応する必要があります。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

1 不合理な税制改正の影響

不合理な税制改正による特別区への影響額は、消費税率10%段階において、約2,300億円/年にもなります。本来であれば、区民の皆さんのために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、国に奪われています。

これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

2 今後も多くの財源が必要

特別区のような都市部は、人口集積により行政効率が高まることから、地方都市と比べて行政コストが抑えられるという見方があります。

しかし、特別区は2040年頃には高齢者が急増し、膨大な改築需要も生じるなど、将来的に多くの財源が必要です。

3 平均的な税収にも関わらず奪われていく

地方税に地方交付税等を合わせた人口1人当たりの税収を比較すると、東京はほぼ全国平均であり、他の道府県と比較して突出しているわけではありません。

税収の多寡などの側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとして税源が奪われています。

4 ふるさと納税は抜本的な見直しが必要

ふるさと納税は、税の使われ方を考えるきっかけとなることなどが、制度の趣旨とされています。

しかし、返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収によるサービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度に歪みが生じています。

5 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間が共存共栄する良好な関係構築を図ることです。

国の責任により地方税財源総体を拡充していくことこそ、地方分権の本来の姿であり、今後とも特別区は地方税財源の充実・確保および自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。

詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和元年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)をご覧ください。

【問合せ】財政課へ。